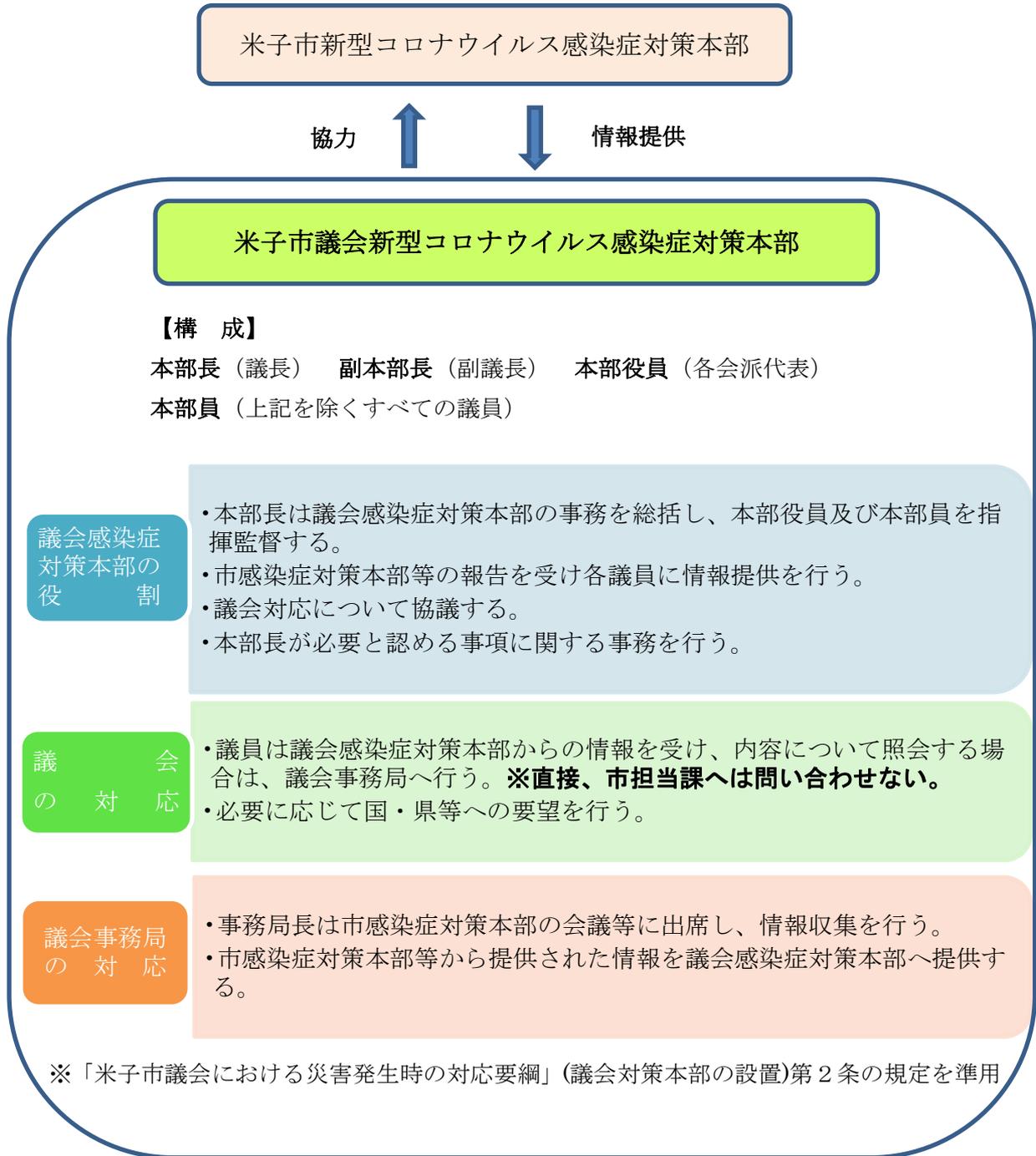


米子市議会新型コロナウイルス感染症対策本部の設置



【参 考】「米子市議会における災害発生時の対応要綱」（平成30年4月1日施行）

第2条 米子市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の災害により市対策本部が設置された場合、これに協力するため、米子市議会内に米子市議会災害対策本部（以下「議会対策本部」という。）を設置することができる。